

施策名	目標 7-1 公害健康被害対策(補償・予防)		担当部局名	環境保健部 企画課 保健業務室										
施策の概要	公害に係る健康被害について、公害健康被害の補償等に関する法律(以下「公健法」という。)に基づき認定患者への迅速かつ公正な補償給付等を実施するとともに、健康被害予防事業や地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視等を行うことで、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保を図る。			政策評価実施予定時期	政策評価実施時期	令和 6年 8月								
達成すべき目標	公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。公健法による健康被害予防事業、公害保健福祉事業、環境保健施策基礎調査を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。			政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進									
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)													
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度			
1 公害健康被害予防事業の参加者に対して実施するアンケートにおける事業満足度(5段階評価のうち上位2段階までの評価を得た回答者の割合)(%)	-	-	80	-	80	80	80	80	-	-	-	公害健康被害予防事業については、参加者のニーズに合った効果的な事業の実施に係る測定指標として、毎年度の事業参加者アンケートにおける満足度を測定する。回答者の80%以上の方から、5段階の上位2段階までの評価が得られることを毎年度の目標として設定する。	○	
2 各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業(公害保健福祉事業)に参加した延べ人数の被認定者数に対する割合(%)	-	-	80	-	80	80	80	-	-	-	公害保健福祉事業については、被認定者に占める事業に参加した者の延べ人数の割合を測定指標として選定する。これが80%以上となることを毎年度の目標として設定する。	×		
3 環境保健サーベイランス調査の着実な実施(調査対象者数及び調査対象者の同意率(3歳児調査))	-	-	60,000人及び75%	-	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	-	-	-	環境保健サーベイランス調査の信頼性を確保するため、調査対象者数と調査対象者の同意率を測定指標として選定する。目標値は信頼性が担保できる60,000人以上及び75%以上と設定する。	○	
4 環境保健サーベイランス調査の着実な実施(調査対象者数及び調査対象者の同意率(6歳児調査))	-	-	60,000人及び75%	-	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	-	-	-	環境保健サーベイランス調査の信頼性を確保するため、調査対象者数と調査対象者の同意率を測定指標として設定する。目標値は信頼性が担保できる60,000人以上及び75%以上と設定する。	○	

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	達成
5 公健法に基づく補償等の進捗状況	-	-	事業活動等に伴って生ずる著しい大気汚染等の影響により健康被害に係る損害を填補するための補償等を行うことにより、健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保に資する。	○

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) 公害健康被害対策(補償・予防)事業(昭和49年度)	1.2.5	174	(5) -	-	-	(9) -	-	-	(13) -	-	-	(17) -	-	-
(2) 環境保健施策基礎調査(環境保健サーベイランス調査費(健康影響等調査))(平成8年度)	3.4	172	(6) -	-	-	(10) -	-	-	(14) -	-	-	(18) -	-	-
(3) イタイイタイ病等に関する研究・調査事業(平成13年度)	5	175	(7) -	-	-	(11) -	-	-	(15) -	-	-	(19) -	-	-
(4) -	-	-	(8) -	-	-	(12) -	-	-	(16) -	-	-	(20) -	-	-

評価結果	(各行政機関共通区分)	②目標達成													
	目標達成度の測定結果	(判断根拠)	<p>1 公害健康被害予防事業については、(独)環境再生保全機構の第四期中期目標及び第四期中期計画に基づき、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、効果的かつ効率的な業務を行っている。参加者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られることを目標としており、令和5年度においても目標を達成した。</p> <p>2 公健法第46条に基づき各地方公共団体が行う公害保健福祉事業については、当該事業に参加した者の延べ人数が被認定者に占める割合が80%を超える目標を設定したが、令和5年度については、割合は上昇傾向にあるものの、前年度に続き80%の目標に達しなかった。</p> <p>3・4 環境保健サーベイランス調査は、中公審答申及び公健法改正時の附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、その結果に大気汚染との関係が認められる場合には、必要な措置を講ずることを目的として実施しているものである。調査対象者数及び調査対象者の同意率は、本調査の信頼性が確保できる数値を設定しており、3歳児調査及び6歳児調査の両方で目標を達成した。</p> <p>5 公健法の被認定者への公正な補償給付を着実に支給した。</p>												
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	<p>1・2 新型コロナウイルス感染症の影響が依然として残ることに加え、認定患者の高齢化により一部事業への参加が困難となってきたことが、目標達成できない要因と考えられる。</p> <p>3・4 環境保健サーベイランス調査は、調査の質を維持しつつ、効率化を目指して、健康調査の電子化・オンライン化に移行する必要がある。</p>													
次期目標等への反映の方向性	【施策】	【測定指標】	<p>1・2 新型コロナウイルス感染症の影響減少による事業参加の回復を見込み、測定指標は同じ割合を継続して設定する。高齢者を含めて参加しやすい保健福祉事業を検討する。</p> <p>3・4 環境保健サーベイランス調査は、健康調査の電子化・オンライン化の移行後も引き続き信頼性を確保するため、調査対象者数と調査対象者の同意率を測定指標として継続して設定する。</p>												

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>補償給付については、指定疾病に係る専門家からなる認定審査会における審査をもって適正な給付を確保している。また公害健康被害予防事業については、ぜん息等の知識を有する医師等の助言を受けながら実施している。大気汚染による健康影響の継続的監視を担う環境保健サーベイランス調査においては、臨床、疫学等の専門家からなる検討会において調査方法の妥当性、結果の評価を行っている。</p>	<p>SDGs目標との関係</p>	<p>【主な目標】 3・4環境保健サーベイランス調査は、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、その結果に大気汚染との関係が認められる場合には、必要な措置を講ずることを目的として実施しているものである。これらにより、目標3「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。</p> <p>【副次的効果が期待される目標】 3・4環境保健サーベイランス調査の結果は公表され、分析可能なデータとして提供している。他の事業者も利用できる仕様としていることから、目標8番「働きがいも経済成長も」と目標9番「産業と技術革新の基盤をつくろう」への達成に貢献できた。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>1ソフト3事業の事業実施効果の測定及び把握におけるアンケート調査結果 2令和5年度公害保健福祉事業補助金の事業実績報告について 3、4大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査報告</p>		

施策名	目標 7-2 水俣病対策	担当部局名	環境保健部 企画課 特殊疾病対策室
施策の概要	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成21年7月公布・施行)」等に基づき、水俣病被害者の救済、水俣病発生地域の医療・福祉対策及び再生・融和・振興施策を推進するほか、水俣病に関する総合的研究を行うなど、関係者の皆様からの御意見・御要望を伺い、信頼関係を育みながら水俣病対策を前進させるための施策を実施する。 ※「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく水俣病にかかる補償給付については7-1に記載。	政策評価実施予定時期	政策評価実施時期 令和 6年 8月
達成すべき目標	水俣病被害者の救済、水俣病発生地域の医療・福祉の充実と再生・融和・振興の推進等を通じ、水俣病問題の最終解決を図り、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境をつくる。	政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進

施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)
 第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)
 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」及び同法に基づく「救済措置の方針」

測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
			基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度			R8年度
1 水俣病被害者に対する療養費の支給(支給額・百万円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づく救済措置の方針に従い、円滑に救済策を実施するために必要な措置及び医療費・療養手当の支給を行っている。 ・水俣病被害者の救済を行うためには、予算事項の大部分を占める水俣病被害者に対する療養費の支給を確実に行うことが必要であるため、その支給額を測定指標として設定した。指標の性質上、目標値は設定できない。	-
2 水俣病に関する総合的研究について、外部評価委員会における全研究の総合評価点(5点満点)の平均	-	3	-	-	3	3	3	3	-	-	-	・水俣病に関する総合的研究において、毎年度質の高い研究を実施して成果を積み重ねていくことにより、メチル水銀が人の健康に与える影響に関する科学的知見が充実すると考えられるため、各年度の全研究の総合評価点の平均を測定指標として設定した。	○

達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 水俣病対策事業(昭和48年度)	1, 2	176	(5) -	-	-	(9) -	-	-	(13) -	-	-	(17) -	-	-
(2) 【8-6再掲】国立水俣病総合研究センター調査研究(昭和53年度)	-	181	(6) -	-	-	(10) -	-	-	(14) -	-	-	(18) -	-	-
(3) -	-	-	(7) -	-	-	(11) -	-	-	(15) -	-	-	(19) -	-	-
(4) -	-	-	(8) -	-	-	(12) -	-	-	(16) -	-	-	(20) -	-	-

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	②目標達成	
		(判断根拠)	①「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済処置の方針」(平成22年4月閣議決定)等に基づき、あとう限りの救済に向けて最大限の努力を行っているところ、療養費の支給については滞りなく着実に行われている。 ②「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づき、水俣病に関する総合的研究を実施しているところ、毎年度質の高い研究を実施して成果を積み重ねている。	
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済処置の方針」等に基づき、あとう限りの救済に向けて最大限の努力を行っているところ、療養費の支給については滞りなく着実に実施し、また、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づき、毎年度質の高い研究を実施して成果を積み重ねており、これを継続して実施することが必要である。		
次期目標等への反映の方向性	【施策】	上記の成果を踏まえ、これを継続して実施する。		
	【測定指標】	①水俣病被害者に対する療養費の支給(支給額・百万円)、②水俣病に関する総合的研究について外部評価委員会における全研究の総合評価点(5点満点)の平均について、引き続き同様の指標を用いる。		
学識経験を有する者の知見の活用	水俣病に関する総合的研究において、学識経験を有する者の知見を活用し、毎年度質の高い研究を実施して成果を積み重ねていくことにより、メチル水銀が人の健康に与える影響に関する科学的知見の充実を図っている。		SDGs目標との関係	【主な目標】 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」等に基づき、水俣病被害者の救済、水俣病発地域域の医療・福祉対策及び再生・融和・振興施策を推進するほか、水俣病に関する総合的研究を行うなど、水俣病問題の解決に資する施策を実施した。当該取り組みによって、目標3番「すべての人に健康と福祉を」への達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」等に基づき、水俣病発地域域の医療・福祉対策及び再生・融和・振興施策、「環境首都水俣」創造施策(水俣病発地域域ゼロカーボン産業団地創出等事業や公共空間整備事業、低炭素型観光推進事業)を実施した。当該取組によって、目標11番「住み続けられるまちづくりを」と目標13番「気候変動に具体的な対策を」への達成に貢献できた。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	熊本県からの提供資料			

施策名	目標 7-3 石綿健康被害救済対策										担当部局名	環境保健部 企画課 石綿健康被害対策室									
施策の概要	石綿の健康被害の救済に関する法律(以下「石綿法」という。)に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。										政策評価実施予定時期				政策評価実施時期	令和 6年 8月					
達成すべき目標	石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。また、石綿による健康被害に関する調査研究を推進する。										政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進									
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)																				
測定指標	基準値	基準年度	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成							
			目標年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度										
1	石綿法に基づく認定業務の進捗状況(療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数)(日)	173日	H18年度	120日(平成18年度の3割減)	-	120	120	120	120	131	-	-	210	177	162	173(速報値)	-	-	-	・石綿による健康被害の迅速な救済を図るためには、認定業務に係る期間を短縮することが重要であり、療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数を指標として選定。 ・事務手続の効率化や必要な提出書類に関する医療機関への周知等の取組を実施することにより、平成26年度以降は、制度発足当時(平成18年度)の平均処理日数(173日)の3割減(120日)を維持するよう目標を設定(令和5年度まで)、令和6年度からは、過去5年実績(平成31年度～令和5年度)の平均値(164日)より2割以上短縮した平均131日以内となるよう目標を設定。	×
測定指標	基準	基準年度	目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	達成							
			目標年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度										
2	石綿読影の精度確保等調査事業の参加自治体数	32自治体	R2年度	前年度以上の参加自治体数	R6年度	30自治体	32自治体	34自治体	34自治体	33自治体	-	-	32自治体	34自治体	34自治体	33自治体	-	-	-	・自治体の石綿読影精度向上や効果的・効率的な健康管理の在り方について検討を行うためには、事業により多くの自治体が参画することが期待されるため、前年度以上の参加自治体数を得ることを目標としている。 ・また、石綿読影の精度向上のためには多くの知見を収集する必要があり、読影調査結果を評価・検証するためには事業開始から5年程度を要することから、目標年度は令和6年度に設定している。	×
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号				
(1)	石綿問題への緊急対応に必要な経費(平成18年度)	1、2、3	173	(5)	-	-	-	(9)	-	-	-	(13)	-	-	-	(17)	-	-			
(2)	-	-	-	(6)	-	-	-	(10)	-	-	-	(14)	-	-	-	(18)	-	-			
(3)	-	-	-	(7)	-	-	-	(11)	-	-	-	(15)	-	-	-	(19)	-	-			
(4)	-	-	-	(8)	-	-	-	(12)	-	-	-	(16)	-	-	-	(20)	-	-			

評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり
		(判断根拠)	<p>①石綿健康被害の迅速な救済を図るため、認定・不認定の決定までの平均処理日数の目標を平成26年度以降120日に設定し、令和元年度まではこれを達成していたが、新型コロナウイルスの影響により医学的判定に係る審議を一時期中断したこと等により、令和2年度から令和5年度は目標を達成できなかった。このような状況を受け、平時・緊急時を問わず医学的判定の審議が継続できるよう令和4年度から石綿健康被害判定業務ICT化システムを導入した。これらの取組により、石綿法に基づき、令和5年度は1,143(速報値)件(令和4年度:1,057件)が認定され、被害者及び遺族の救済は着実に進んでいる。</p> <p>②石綿ばく露による健康被害の可能性がある方について、健康管理の在り方を検討するため、読影精度確保等調査を実施。自治体の読影精度向上のためには、より多くの自治体が参画する必要があるため、前年度事業未実施の自治体に参加を促した結果、1自治体が新規に参画したが、2自治体から辞退があり、全体で33自治体が参画した。</p>
	目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等		<p>①認定・不認定の決定までの平均処理日数については、新型コロナウイルスの影響により医学的判定に係る審議を一時期中断したことによる、審議待ちの案件や再審査を要する案件により多く対応したことから、平均の処理日数の短縮が叶わなかった。</p> <p>②参画する自治体については、自治体の検診の機会を活用しての調査であり、対象者が少ない場合でも事務的な負担があるため伸び悩んでいると考えられる。</p>
次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】	【測定指標】	<p>①認定・不認定の決定までの平均処理日数については、令和6年度から体制の強化を行ったところであり、効率化も含めた改善に努めたい。</p> <p>②読影調査結果を評価・検証するために、より多くの自治体に参画して頂き知見を収集する必要があり、引き続き自治体への働きかけを行っていく。</p>
学識経験を有する者 の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> 中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会において、石綿による健康被害の救済に係る医学的判定について審議をいただいている。 有識者による「石綿ばく露者の健康管理に関する検討会」において、石綿ばく露者の健康管理の在り方について検討をいただいている。 中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会において、石綿健康被害救済制度の施行状況について評価及び検討をいただいている。 	SDGs目標との関係	<p>【主な目標】</p> <p>石綿の健康被害の救済に関する法律に基づき、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済に務めた。また、石綿による健康被害に関する調査研究を推進した。これらにより、目標3番「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。</p> <p>【副次的効果が期待される目標】</p> <p>石綿読影の精度確保等調査事業を実施することにより、自治体の既存検診の機会を利用した石綿関連疾病の早期発見が促されている。これにより、自治体から委託を受けた医師の読影精度も向上することが考えられ、目標8番「働きがいも経済成長も」への達成に貢献できた。</p>
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の主な結果及び今後の考え方について(最終とりまとめ)(石綿ばく露者の健康管理に関する検討会報告書(令和2年3月)) 令和5年度石綿健康被害救済制度運用に係る統計資料(独立行政法人環境再生保全機構)【作成中】 		

施策名	目標 7-4 環境保健に関する調査研究										担当部局名	環境保健部 企画課熱中症対策室			
施策の概要	近年、温暖化や高齢化の影響で、熱中症による死亡者が高い水準で推移している状況を踏まえ、熱中症に関する普及啓発、改正気候変動適応法に基づく新たな制度の執行に係る検討等を実施する。										政策評価実施予定時期			政策評価実施時期	令和 6年 8月
達成すべき目標	あらゆる主体が熱中症予防行動をとるように促すとともに、極端な高温の発生も見据え、改正適応法に基づく新制度を活用した対策を講じることで、熱中症による健康被害を抑えていく。										政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進			
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針 2023(令和5年6月16日) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和5年6月16日) において熱中症対策を記載														
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
	基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度						
1 高齢者における 予防行動を行っている 心掛けている者の割合 (%)	-	-	-	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	熱中症に対する危険性や、熱中症警戒アラート発表時には気を付ける必要があることを認識した上で、熱中症予防行動を取ることが重要。特に水分・塩分補給やエアコン利用の徹底などの予防行動につなげることが必須。なお、目標最終年度は、熱中症対策実行計画(令和5年5月閣議決定)の目標年を設定するものとし、目標値設定に当たっては令和6年度から開始予定のアンケート結果を踏まえ精査していく。	-
2 普及啓発の強化、改正気候変動適応法に基づく施策の実施等、R6年度(改正法の全面施行)時点と比較し、一層の熱中症対策を行う地方自治体の増加割合(%)	-	令和6年度	50	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	地域における対策の一層の強化のため、地方公共団体において・熱中症警戒アラート等の活用、エアコン高齢者普及啓発の強化・改正気候変動適応法に基づく施策の実施等これまで以上の地域における熱中症対策を強化を求めていく。なお、目標最終年度は、熱中症対策実行計画(令和5年5月閣議決定)の目標年を設定する。	-
3 熱中症による5年移動平均死亡者数(人)	1,295	令和4年度(概数)	650	R12年度	-	-	-	1,200	1,100	1,000	900	-	令和5年5月に閣議決定した「熱中症対策実行計画」において、「中期的な目標(2030年)として、熱中症による死亡者数(5年移動平均死亡者数)について、現状から半減することを目指す。」としており、これを目標値として設定する。	x	
					-	-	-	1,308	-	-	-				

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) 熱中症対策 推進事業 (平成24年 度)	1, 2, 3	182	(5) -	-	-	(9) -	-	-	(13) -	-	-	(17) -	-	-
(2) -	-	-	(6) -	-	-	(10) -	-	-	(14) -	-	-	(18) -	-	-
(3) -	-	-	(7) -	-	-	(11) -	-	-	(15) -	-	-	(19) -	-	-
(4) -	-	-	(8) -	-	-	(12) -	-	-	(16) -	-	-	(20) -	-	-

評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり											
	目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等	(判断根拠)	R5年度は、年平均気温が観測史上最高となる“最も暑い夏”で極めて厳しい状況であった。このため、熱中症対策警戒アラートを全国で1200回(日・箇所数)以上発表し、熱中症予防を呼びかけたところであるが、熱中症死者数の目標は達成できなかった。なお、医療現場からは、熱中症警戒アラートが有効であるとの意見を伺っており、引き続き、熱中症対策の推進を図る。											
	次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】 【測定指標】	熱中症対策実行計画に基づき熱中症対策の一層の強化を図る。 測定指標1～3について、熱中症警戒情報等の一層の活用を促すとともに、地方公共団体等における指定暑熱避難施設の確保や高齢者等の見守り、声かけ等の対策を推進する。											
	学識経験を有する者 の知見の活用	令和5年度は、有識者で構成される「熱中症対策推進検討会」を3回開催し、熱中症警戒アラートや熱中症対策の様々な取組について、種々のご意見をいただき、制度の運用に反映させている。	SDGs目標との関係	【主な目標】 令和5年度は、「地方公共団体における効果的な熱中症予防対策の推進に係るモデル事業」等において、見守り・声かけ等の取組を支援し、熱中症弱者における熱中症対策を推進し、地方公共団体の取組を支援した。これらにより、目標3「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 ・「地方公共団体における効果的な熱中症予防対策の推進に係るモデル事業」における地方公共団体が試行・実施する熱中症対策及び熱中症予防を呼びかけるリーフレット等を通じ、様々なルート関係機関等へ周知し、高齢者等の熱中症弱者への熱中症対策を推進したことで、目標1「貧困をなくそう」、目標11「住み続けられるまちづくりを」への達成に貢献できた。 ・令和5年度は、改正気候変動適応法により作成された「熱中症対策実行計画」に基づき、「熱中症対策推進会議」の関係府省庁及びその他関係機関との連携を強化し、熱中症対策を強化することで、目標4「質の高い教育をみんなに」、目標13「気候変動に具体的な対策を」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」への達成に貢献できた。										
政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	熱中症対策実行計画(令和5年5月30日閣議決定)													